

デマンド契約(選択約款)新旧対照表

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備考
<p>1. 適用 この選択約款は、この選択約款適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p>	<p>1. 適用 この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p>	変更
<p>2. 選択約款の変更 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。</p>	<p>2. 料金等定義書の変更 当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。</p>	変更 変更 変更
<p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。 (1)契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。 (2)契約最大時間流量倍率が500倍以上、又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。 (3)契約月平均使用量が875立方メートル以上であること。 (4)不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。</p>	<p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。 (1)契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。 (2)契約最大時間流量倍率が500倍以上、又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。 (3)契約月平均使用量が875立方メートル以上であること。 (4)不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。</p>	変更
<p>5. 契約の締結 (1)この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたデマンド契約第一種、デマンド契約第二種いずれかを当社に申し込んでいただきます。</p>	<p>5. 適用の開始および適用期間 (1)この料金等定義書の適用を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたデマンド第一種又はデマンド第二種のいずれかの適用を当社に申し込んでいただきます。 なお、本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。</p>	変更 変更 変更 追加

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備考
<p>(2)お客さまは、新たにこの<u>選択約款</u>に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の<u>契約更新</u>に際し<u>契約内容</u>を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の業績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の<u>契約使用量</u>を定めるものといたします。</p>	<p>(2)お客さまは、新たに<u>本料金等定義書</u>に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の<u>適用内容</u>を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の業績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の<u>使用量</u>(以下「<u>契約使用量</u>」といいます。)を定めるものといたします。</p>	<p>変更 変更 変更</p>
<p>①契約最大時間流量 ②契約年間使用量 ③契約月平均使用量 ④契約月別使用量</p>	<p>① 契約最大時間流量 ② 契約年間使用量 ③ 契約月平均使用量 ④ 契約月別使用量</p>	
<p>(3)契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、<u>契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうもの</u>といたします。</p>	<p>(3)適用期間は原則として1年間とします。適用期間満了後は、<u>適用終了又は適用内容の変更の申出がない限り、同一条件によりさらに1年間自動的に継続するものとし、以後も同様</u>といたします。</p>	<p>変更</p>
	<p><u>2 当社は、次期適用期間の開始月の前月から起算して2か月前の月までの実績使用状況を基礎として、契約最大時間流量を見直すことがあります。</u></p>	<p>追加</p>
	<p><u>3 当社が契約最大時間流量の変更が必要と判断した場合には、当社は、次期適用期間の開始月の前月末日までに、その内容を使用者に通知します。</u></p>	<p>追加</p>
	<p><u>4 前項の通知を行った場合には、次期適用期間の開始日から、見直し後の契約最大時間流量を適用します。</u></p>	<p>追加</p>
<p>6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。 ただし、当該月の検針日以降、当該月内に<u>解約</u>を行った場合には、当該月の検針日及び<u>解約</u>を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。最大時間流量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は</p>	<p>6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。 ただし、当該月の検針日以降、当該月内に<u>適用終了</u>を行った場合には、当該月の検針日及び<u>適用終了</u>を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。最大時間流量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計</p>	<p>変更 変更</p>

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備 考
<p>当社負担とし、消費税等相当額を含む取付関係工事費は使用者負担といたします。)</p> <p>なお、負荷計測器故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大時間流量を算定いたします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(2)当社は、<u>デマンド契約第一種</u>には別表の料金表 1 を、<u>デマンド契約第二種</u>には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3)<u>お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。</u></p> <p>8. 需給契約の補償料</p> <p>需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料とし、当社は当該補償料(消費税等相当額を含みます。)を、原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p> <p>*年間負荷率未達補償料</p> <p>お客さまの実績年間負荷率[(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均使用量)×100をいいます(小数点以下切捨て)。]が65パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。</p> <p>年間負荷率未達補償料＝</p> <p>(当該契約期間における実績月間使用量および各月の単位料金に もとづいて算定した小売契約料金(早収料金)相当額の合計額)</p>	<p>測器本体は当社負担とし、消費税等相当額を含む取付関係工事費は使用者負担といたします。)</p> <p>なお、負荷計測器故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大時間流量を算定いたします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(2)当社は、<u>デマンド第一種</u>には別表の料金表1を、<u>デマンド第二種</u>には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3)<u>お客さまの都合又は適用条件違反により本料金等定義書の適用が期間中に終了した場合、又はガスの使用を一時停止した場合の基本料金は、(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。</u></p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備考
<p>× 1.03 - (当該契約期間における月間実績使用量および各月の単位料金に もついで算定したデマンド契約料金(早収料金)相当額の合計額)</p> <p><u>9. 名義の変更</u> お客さま又は当社が<u>契約期間中</u>に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの<u>契約</u>に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、<u>使用者又は当社は</u> <u>この契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するもの</u>といたします。</p> <p><u>10. 契約の変更又は解約</u> (1)お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの<u>選択約款</u>が変更された場合は、<u>契約期間中</u>であっても、<u>双方協議してこの契約を変更又は解約することができるもの</u>といたします。 (2)当社に<u>契約違反</u>があった場合、又はお客さまに<u>契約違反</u>があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び8の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には<u>契約期間中</u>であっても、<u>相互に契約を解約できるもの</u>といたします。</p> <p><u>11. 契約中途解約時における補償料</u> <u>契約期間中</u>において生じた<u>契約の解約</u>が、10(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは10(2)の規定によるものであってお客さまの<u>契約違反のみ</u>による場合には、当社は、次のとおり<u>契約中途解約精算額</u>を原則として解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p>	<p><u>8. 名義の変更</u> お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部もしくは<u>この料金等定義書の適用</u>に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、<u>当該適用をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するもの</u>といたします。</p> <p><u>9. 適用内容の変更又は適用終了</u> (1)お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)により<u>本料金等定義書</u>が変更された場合は、<u>適用期間中</u>であっても、<u>双方協議のうえ適用内容を変更し、又は適用を終了することができる</u>。 (2)当社に<u>重大な違反</u>があった場合、又はお客さまに<u>重大な違反</u>があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合)には、<u>適用期間中</u>であっても、<u>相互に適用を終了することができる</u>。</p> <p><u>10. 適用中途終了時における補償料</u> <u>適用期間中</u>において生じた<u>適用の終了</u>が、10(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは10(2)の規定によるものであってお客さまの<u>違反のみ</u>による場合には、当社は、次のとおり<u>適用中途終了精算額</u>を、原則として<u>終了の日</u>が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。</p>	<p>変更 削除・変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更</p> <p>変更 削除・変更 変更</p> <p>変更 変更 変更 変更</p>

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備 考
<p><u>契約中途解約補償料</u> = (解約日までの各月の実績使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した、 <u>ガス小売供給約款</u>に規定する料金相当額の合計額) - (本選択約款に規定する<u>解約日</u>までの料金の合計額)</p>	<p><u>適用中途終了補償料</u> = (終了日までの各月の実績使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した、 <u>一般ガス料金等定義書</u>に規定する料金相当額の合計額) - (本料金等定義書に規定する<u>終了日</u>までの料金の合計額)</p>	<p>変更 変更 変更 変更</p>
<p><u>12. 本支管工事費の精算</u> 本支管工事を伴う新增設後1年未満の<u>契約期間中</u>において<u>契約を解約</u>するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事に係る当社負担額(消費税相当額を含みます。)を全額申し受けます。</p>	<p><u>11. 本支管工事費の精算</u> 本支管工事を伴う新增設後1年未満の<u>適用期間中</u>において<u>適用を終了</u>するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事に係る当社負担額(消費税等相当額を含みます。)を全額申し受けます。</p>	<p>変更 変更</p>
<p><u>13. 緊急調整時の措置</u> 一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、<u>別表の料金表1、料金表の基本料金</u>を次の算式によって割引いたします。</p>	<p><u>12. 緊急調整時の措置</u> 一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、<u>別表の料金表1又は料金表2の基本料金</u>を次の算式によって割引いたします。</p>	<p>変更 変更</p>
$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割 引 額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$	$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割 引 額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$	

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備考
<p>(2) 流量基本料金 = 流量基本 × 契約最大 × 割引額 料金単価 時間流量</p> $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$	<p>(2) 流量基本料金 = 流量基本 × 契約最大 × 割引額 料金単価 時間流量</p> $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$	
<p><u>14. 単位料金の調整</u></p> <p>(1)当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.066円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - 0.066円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トンあたり) <u>37,710円</u></p>	<p><u>13. 単位料金の調整</u></p> <p>(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.078円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - 0.078円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トンあたり) <u>82,710円</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備 考
<p>② 平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トンあたりLNG平均価格 × <u>0.9771</u></p> <p>+ トンあたりLPG平均価格 × <u>0.0474</u></p> <p>(備 考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p><u>15. その他</u></p> <p>その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。</p>	<p>② 平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トン当たりLNG平均価格 × <u>0.9330</u></p> <p>+ トン当たりLPG平均価格 × <u>0.0731</u></p> <p>(備 考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p><u>14. その他</u></p> <p>その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。</p>	<p>備 考</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

デマンド契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(デマンド料金)(新)	備 考												
<p>(3)調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p> <p>3. 料金表2 デマンド契約第二種(契約年間使用量 10,500m³以上)</p> <p>(1)基本料金</p> <p>①定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="183 588 882 657"> <tr> <td>1か月につき</td> <td>12,100.00 円</td> </tr> </table> <p>②流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="183 754 882 823"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>286.00 円</td> </tr> </table> <p>(2)基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="183 920 920 989"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>94.11 円</td> </tr> </table> <p>(3)調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p>	1か月につき	12,100.00 円	1立方メートルにつき	286.00 円	1立方メートルにつき	94.11 円	<p>(3)調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p> <p>3. 料金表2 デマンド第二種(契約年間使用量 10,500m³以上)</p> <p>(1)基本料金</p> <p>①定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1249 588 1895 657"> <tr> <td>1か月につき</td> <td>12,309.00 円</td> </tr> </table> <p>②流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1249 754 1926 823"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>286.00 円</td> </tr> </table> <p>(2)基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1249 920 1926 989"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>133.44 円</td> </tr> </table> <p>(3)調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p>	1か月につき	12,309.00 円	1立方メートルにつき	286.00 円	1立方メートルにつき	133.44 円	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月につき	12,100.00 円													
1立方メートルにつき	286.00 円													
1立方メートルにつき	94.11 円													
1か月につき	12,309.00 円													
1立方メートルにつき	286.00 円													
1立方メートルにつき	133.44 円													